

第3次名寄市男女共同参画推進計画

2023 >>> 2026

令和5年3月



はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展や家族形態の変化、個人の価値観の多様化など、大きな転換期を迎えています。

こうした社会環境の変化の中で、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められています。

本市では、性別にとらわれず自分らしく生きることができる男女共同参画社会を実現するため、平成28年4月に「名寄市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画に関する基本理念を定めました。

また、平成29年3月、条例第15条に基づく計画として「第2次名寄市男女共同参画推進計画」を施行し、これに基づき男女共同参画の取組を進めてきました。

個人の能力や個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、持続可能なまちづくりにとって不可欠なものです。依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行が一部では残っており、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面において解決していかななくてはならない課題が存在しているのが現状です。

このような状況を踏まえ、今までの取組のさらなる推進と、新たな課題に対する基本目標や具体的事業を盛り込んだ「第3次名寄市男女共同参画推進計画」を策定しました。

この計画を推進し、実効性のあるものとするためには、行政と市民、事業者、関係機関の皆さまが連携し、積極的な取組を進める必要があることから、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心なご審議いただき貴重なご意見・ご提言をいただきました名寄市男女共同参画推進委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆さま、関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

令和5年3月

名寄市長 加藤 剛 士

目次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の目的と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 男女共同参画に向けた基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の内容

- 1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 計画の施策展開

- ・基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - 主要施策1 男女の人権尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 主要施策2 子どもの男女共同参画の理解促進・・・・・・・・ 13
- ・基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進
 - 主要施策1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・ 14
 - 主要施策2 家庭や地域社会における男女共同参画の促進・・・・ 16
 - 主要施策3 男女が働きやすい環境づくりの推進・・・・・・・・ 17
- ・基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる環境づくり
 - 主要施策1 生涯を通じた女性の健康支援・・・・・・・・・・・・ 18
 - 主要施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・ 19
 - 主要施策3 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が
安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第5章 総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

資料編

- 1. 名寄市男女共同参画推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 23
- 2. 名寄市男女共同参画に関するアンケート調査結果・・・・・・・・ 24
- 3. 男女共同参画のあゆみ(男女共同参画に関する年表)・・・・・・・・ 37
- 4. 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・ 47
- 6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)・・・・ 57
- 7. 名寄市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的と背景

国連が1975年（昭和50年）に提唱した国際婦人年を契機として、国内においても1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

1985年（昭和60年）に「男女雇用機会均等法」の公布と「女子差別撤廃条約」の批准、1994年（平成6年）には男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成8年）に「男女共同参画2000年プラン」を策定、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定・公布され、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められてきました。

また、2015年（平成27年）には、女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力が十分に発揮できる社会を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定・公布されました。

名寄市においても、2015年（平成27年）12月に「名寄市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな施策を推進してきました。

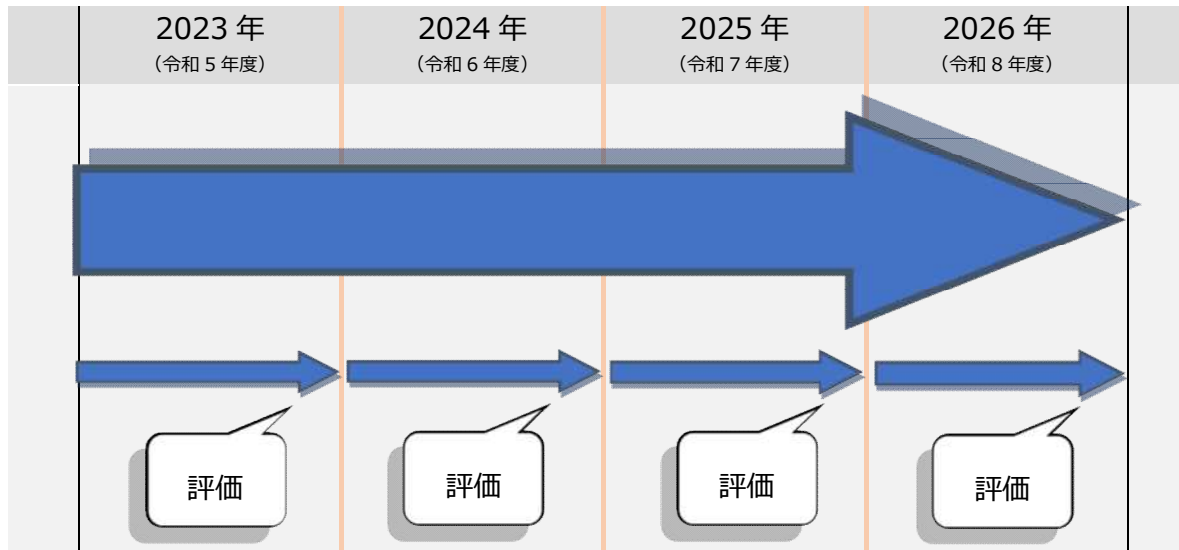
しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度・慣行が一部では残っているため、男女共同参画社会に関して、さらなる市民意識の高揚と推進を図るため、2017年（平成29年）3月に「第2次名寄市男女共同参画推進計画」を策定しています。

本計画は、前計画に引き続き、本市における男女共同参画の基本的な考え方を示すとともに、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

第1章 計画の概要

2. 計画の期間

本計画の期間は、「名寄市総合計画（第2次）」の後期の計画期間にあわせて2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。ただし、国の施策、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行ないます。

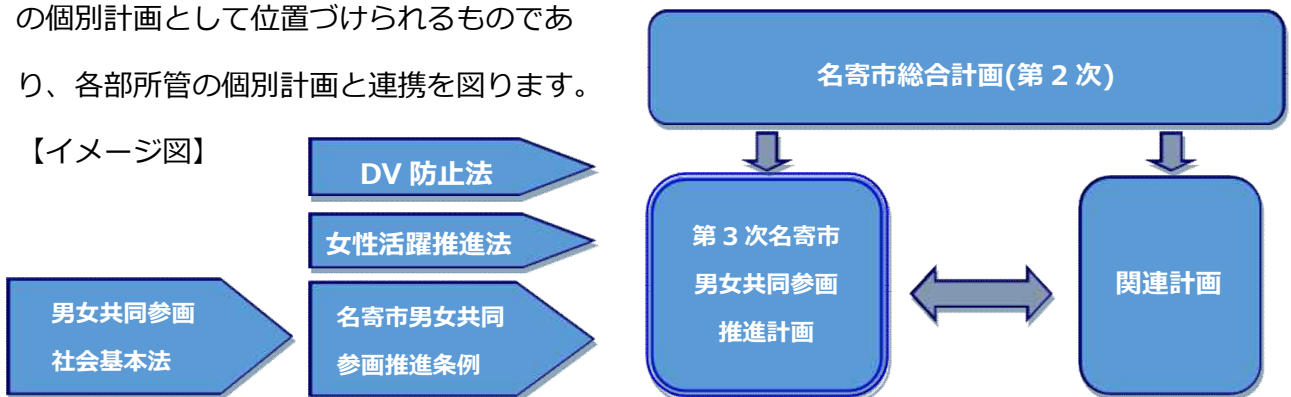


3. 計画の位置づけ

本計画は、名寄市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく「基本計画」、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

また、「名寄市総合計画（第2次）」を上位計画とし、男女共同参画社会の実現をめざすための個別計画として位置づけられるものであり、各部所管の個別計画と連携を図ります。

【イメージ図】



第2章 男女共同参画に向けた基本理念

名寄市男女共同参画推進条例の6つの基本理念のもと、男女共同参画の推進に関する施策を進めていきます。

◆基本理念◆

1 男女の人権の尊重

性別にとらわれず、お互いの人権を尊重し、個人として能力を発揮する機会が確保されることをめざします。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会制度や慣行により、男女のさまざまな活動が制限されない配慮が広がることをめざします。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同して参画する機会が確保されることをめざします。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女がお互いに協力し、家庭生活における活動と職場、学校、地域における活動を両立できる社会をめざします。

5 性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮

男女が互いの性について理解し、妊娠又は出産に関して個人の意思が尊重されるとともに、生涯にわたり性と生殖に関して健康な生活を営むことができる配慮が広がることをめざします。

6 国際社会における取組への配慮

国際的な取組を踏まえた、男女共同参画の推進をめざします。

〈名寄市男女共同参画推進条例第3条～第8条〉

1. 基本目標

【基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、これまでの社会制度や慣行などから形成された、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、一人ひとりが男女共同参画について自分のこととしてとらえていくことが重要です。

社会のあらゆる分野で男女共同参画の気運を高めていくためにも、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また、押し付けない個人を尊重した取組を進めるとともに、男女双方の意識改革と理解促進の取組を進めていきます。

◆数値目標◆

項目	現状値	目標値
社会全体における男女平等感	21.9%※	50%

※参考：名寄市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果より(令和4年7月実施)

【基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進】

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保されるには、ワーク・ライフ・バランス^{※1}や働き方改革など、男女双方を対象にした取組の推進が必要不可欠です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、職場・地域・政策決定への参画など、社会のあらゆる分野で男女共同参画の必要性を実感できる取組や、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進していきます。

◆数値目標◆

項目	現状値	目標値
行政委員会、審議会等における女性委員の割合	36.5%(R4) ^{※2}	40%以上 60%以下
女性委員長のいる審議会等の比率	6.6%(R4) ^{※3}	30%

※2 参考：名寄市決算審査特別委員会における各種協議会・審議会の男女比率資料(基準日 R4.9.1)

※3 参考：内閣府男女共同参画局による地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査へ報告した名寄市の数値(基準日：R4.4.1)

※1 ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」を意味し、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる環境づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、憲法にうたわれた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障され、男女すべての人が心身ともに健康でいきいきと暮らせる環境をつくることが必要不可欠です。

健康の保持のためには、女性は心身の状況が年代によって大きく変化する特性を踏まえ、各種検診等の充実など個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要となっています。

加えて、性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮を行っていくためには、年齢に応じた性教育の取組も重要となっています。

また、安全で安心して暮らせる環境づくりのためには、女性の貧困等の生活困難者への支援をはじめ、重大な人権侵害でもあるDV（ドメスティック・バイオレンス）^{※1} やさまざまなハラスメントに対する取組が重要であり、意識啓発の広報活動や相談体制の整備を進めていきます。

◆数値目標◆

項目	現状値	目標値
がん検診受診率 (女性のためのがん検診推進事業)	23.5% [※]	50%

※参考：名寄市女性のためのがん検診推進事業における3項目のがん検診受診率の平均値

【名寄市女性のためのがん検診推進事業】

以下の対象者に無料検診案内のハガキを送付し、受診促進を行っています。

- ・子宮がん：20.25.30.35.40歳の女性
- ・乳がん：40.45.50.55.60歳の女性
- ・大腸がん：40歳の女性

【参考資料】

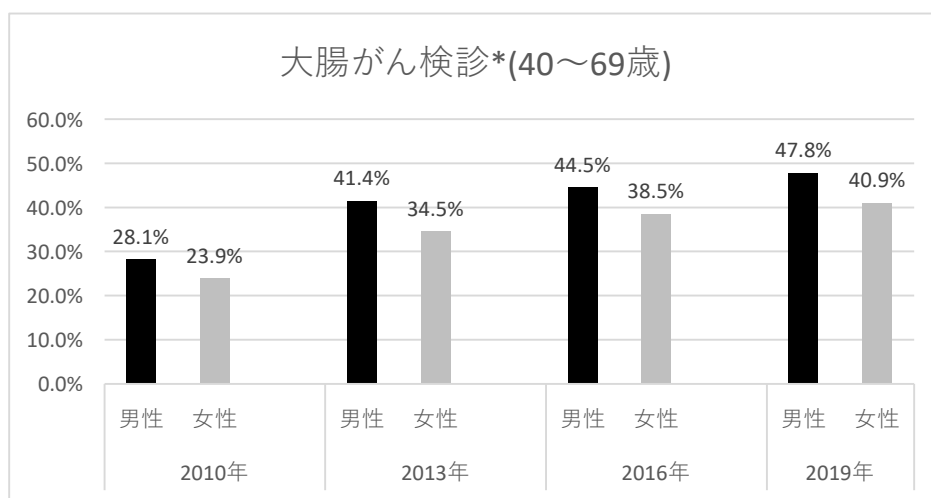
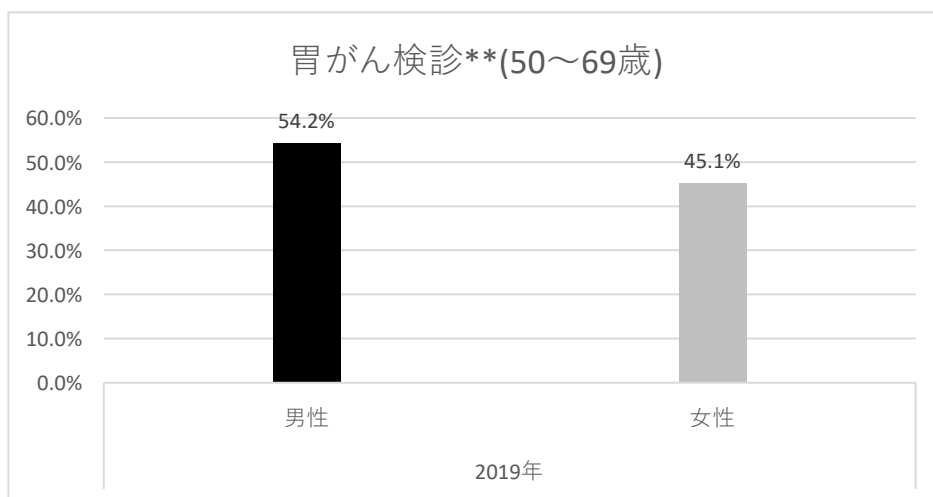
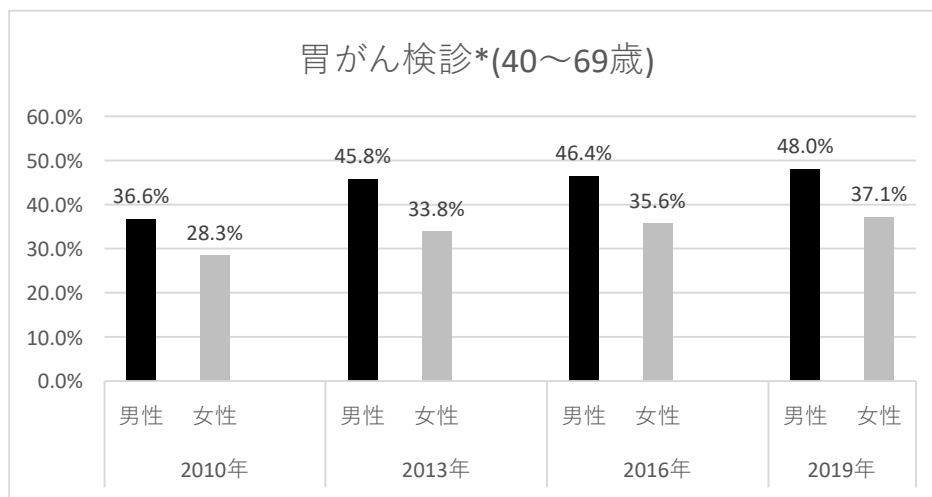
男女別がん検診受診率の推移

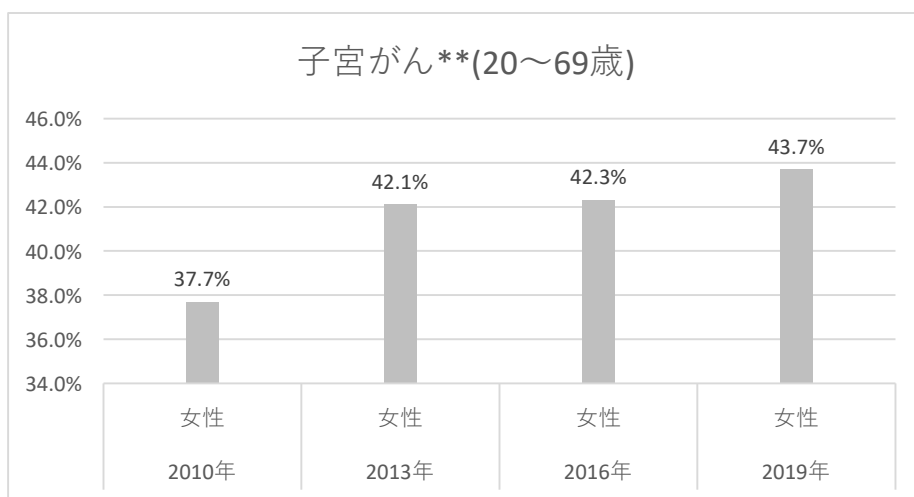
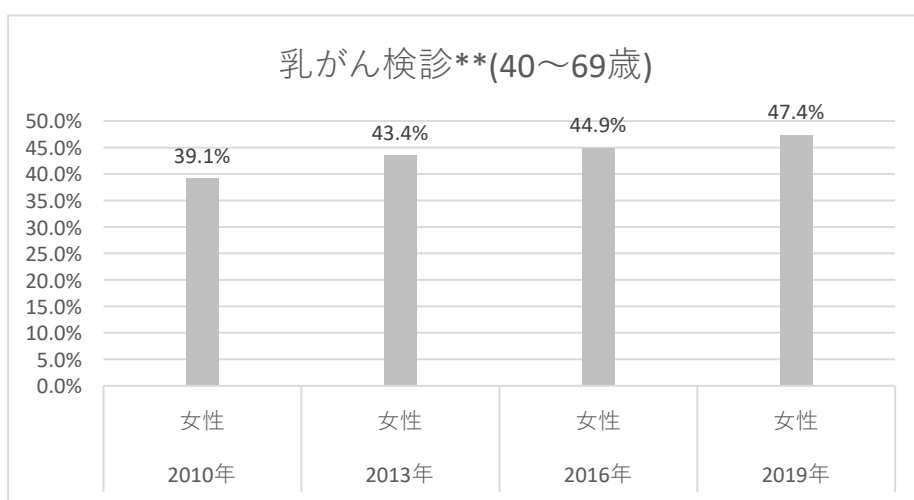
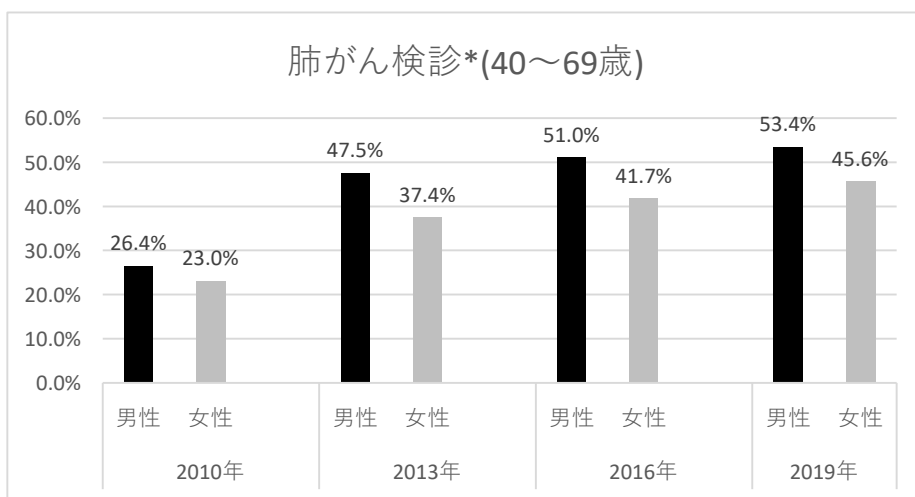
国民生活基礎調査より国立がん研究センター対策情報センターにて作成された資料を基に作成

*過去1年間の受診有無

**過去2年間の受診有無(胃がん検診の過去2年間の受診有無は2019年調査から)

※2016年は熊本県を含まない





2. 計画の体系



基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり**主要施策 1 男女の人権尊重****【現状と課題】**

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、身近で何気ない日常の中に、男女の固定的性別役割分担の意識や慣習、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、時代とともに改善されつつあるものの、いまだ根強く存在し、個々の能力や個性の発揮の妨げとなっています。本市における調査^{※1}でも、男女の不平等を感じているという結果や、男女共同参画に関する制度、用語の認知度の低さなど、市民の男女共同参画意識の浸透はまだ十分とはいえない状況が明らかとなりました。

また、様々な性的指向及び性自認^{※2}をもつ人々に対する差別的発言等も重大な人権侵害です。性別にかかわらず誰もが平等であり、それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ、対等な関係を築く意識を浸透させることが性別による人権の侵害を容認しない社会の形成につながります。

こうしたことから、引き続き現状の実態把握を行い、だれもが多様な生き方の選択ができ、あらゆる分野で共に活躍しやすい環境をつくるため、男女共同参画の視点を持つことができるよう理念を正しく広め、市民一人ひとりの意識を形成していくことが必要です。

基本事業① 啓発活動の充実

- ・ 広報なよろ・ホームページ・各種発行物等による啓発
- ・ 出前トーク・講演会の開催
- ・ 市立図書館における男女共同参画に関する図書資料の充実

基本事業② 現状の実態把握

- ・ 市民アンケートの実施

など

※1 【参考】名寄市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和4年7月実施)

※2 **様々な性的指向及び性自認** 性自認(自分を男だと思うか女だと思うか)と生物学的性が一致し、かつ異性を好きになる人とは異なる性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)の組み合わせを持つ人々を「性的マイノリティ」または「LGBT」と総称することがあります。「LGBT」は「同性を好きになる女性(Lesbian)」「同性を好

きになる男性(Gay)」「同性も異性も好きになる人(Bisexual)」「生まれた時の身体の性と性的自認が一致していない人(Transgender)」の頭文字です。一方、「SOGI(ソジ)」は「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとった言葉です。すべての人に関係する概念であり、そのあり方は人によりさまざまです。

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策 2 子どもの男女共同参画の理解促進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、特に、次代を担う子どもたちの人格形成期における男女平等教育が重要です。人権の尊重や男女平等などの男女共同参画意識を定着させるためには、幼少の頃から固定的な性別役割分担意識を植え付けず、男女共同参画意識を身につけて行動できるよう男女の性を理解した上で、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる教育環境の整備が必要です。

基本事業① 家庭における意識づけ

- ・広報なよろ・ホームページ・各種発行物等による啓発

基本事業② 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- ・児童生徒向けの啓発
- ・学校教育に携わる教員の男女共同参画社会に関する理解の促進

など

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

主要施策1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女が同じ立場で社会における責任を果たしていくためには、あらゆる分野で女性の意見を受け入れられる環境が重要です。

時代の流れとともに、女性の社会進出は活発になってきているものの、行政における審議会や管理職の女性の割合は男性と比べると少なく、地域社会においても男女の役割分担がみられ、参加のあり方に偏りが生じています。

審議会等における女性委員や、政策決定の場や指導的立場に参画する女性の割合が男性と同等に増えることによって、新たな観点から課題を解決していくことにもつながります。

こうしたことから、政策・方針決定の場への女性登用を促進するとともに、各団体や事業所の実態を把握し、取組を支援するなど環境整備が必要です。

基本事業① 委員会・審議会などにおける女性委員の参画促進

- ・委員会、審議会等における女性の参画及び女性委員長の登用促進

基本事業② 女性の役職などへの登用、職域の拡大

- ・市職員における女性職員の職域拡大及び女性管理職の登用促進
など

【参考】

名寄市の審議会等における女性比率(令和4年9月1日現在)

審議会・委員会数 (うち女性を含む委員会数)	総委員数 (うち女性委員数)	女性比率
80(76)	1184(432)	36.5%

名寄市の審議会等における女性委員長比率(令和4年4月1日現在)

審議会・委員会数 (うち長を置いている委員会数)	女性の長の数	女性比率
77(76)	5	6.6%

名寄市職員の常勤職員における女性割合(令和4年4月1日時点)

一般行政職	技師職	保育士	保健師	栄養士
30.5%	8.3%	89.7%	100.0%	100.0%

名寄市職員の一般行政職における管理職登用率(令和4年4月1日時点)

管理職の女性割合	本庁課長補佐 相当職	本庁課長相当職	本庁部局長・ 次長相当職
18.8%	30.4%	14.8%	15.8%

※市長部局のみ(水道事業職員・病院職員を除く)

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

主要施策2 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

【現状と課題】

生活の場の中心となる家庭や地域社会において、一人ひとりが個人の経験や長所を生かしながら、誰もが住みやすい活力ある社会をつくり上げることが重要です。

家庭において、男女がともに家族の一員としての責任と自覚を持ち、互いに協力しながら家庭生活を送ることが重要です。共働き世帯が増える中、家事をはじめ子育て、介護など、報酬の支払われない労働の多くを、女性が担う割合が高いのが現状です。

地域においては、ボランティア活動への参加など、女性にとっては身近で多くの参加がみられるものの、固定的性別役割分担意識による参画状況の偏りや、代表者や役員が男性である割合が高いなど、女性の意見が反映されにくい状況です。

こうしたことから、性別にとらわれず、一人ひとりがお互いを尊重し自分らしく生きる社会をめざして、男女共同参画の意識を啓発していくための環境整備が必要です。

基本事業① 家庭生活における参画の促進

- ・男女の多様な選択を可能とする育児・介護等の支援基盤整備

基本事業② 地域・社会活動における参画の促進

- ・様々な地域活動等に参加しやすい環境の促進

など

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

主要施策3 男女が働きやすい環境づくりの推進

【現状と課題】

一人ひとりが豊かな生活を送るためには、働きたい人が性別に関わらず個人の能力を十分に発揮し、社会の一員として参画することのできる環境づくりが重要です。

近年、働く場での男女平等をめざし、就労に関する法律や制度が整備されつつありますが、いまだ性別による採用、昇進の差や賃金格差、固定的性別役割分担を反映した職場慣行などが存在しています。第1子出産前後の就業継続率は5割を超えた^{※1}状況にありますが、25歳から29歳をピークに女性の正規雇用労働者比率の低下が見られています。^{※2}

また、男性片働き世帯が多い時代に形成された長時間労働や転勤等を当然視する慣行を背景とし、男性が家事・育児・介護等への参画が少なくなっていることも問題視されています。

女性も男性も働きたい人全てが、「仕事」と「子育て・介護・社会活動等を含む生活」との二者択一を迫られることなく働き続け、ライフスタイルに応じた多様な生き方・働き方が選択できワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できる環境整備が必要です。

基本事業① 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・男女の多様な選択を可能とする育児・介護等の支援基盤整備
- ・事業所における働きやすい環境づくりに向けた啓発

基本事業② 労働の場における男女平等の推進

- ・男女共同参画先進企業、個人、団体等への表彰
- ・農業分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大促進、家族経営協定^{※3}の締結促進
- ・職業教育訓練・技能講習・資格取得に関する各種講座の受講促進

など

※1 【参考】 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

※2 【参考】 総務省「労働力調査（基本集計）」

※3 **家族経営協定** 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる環境づくり

主要施策1 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女が、互いの身体の違いを十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、健康でいきいきと暮らしていける社会は男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

生涯を通じた健康を保持していくためには、疾患の罹患状況や、心身の健康に影響を与える暴力や貧困などの社会的要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けられることが必要です。そのためには、誰もが年齢に応じた心身およびその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に健康管理を行うことが大切で、女性だけではなく、男性も健康管理についての認識を深めることが必要です。

特に女性については、その心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性があるため、長期的、継続的かつ包括的な観点に立って健康の増進を支援することが必要です。加えて、性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮が望まれることから、年齢に応じた教育の推進が重要です。

基本事業① 健康づくりの意識啓発と健康管理の推進

- ・各種検診の受診率向上と予防政策の充実
- ・がん検診の受診促進
- ・年代に応じた女性特有の疾患等への対策

基本事業② 性と生殖に関する個人の意思を尊重するための意識啓発

- ・年齢に応じた性教育の取組

など

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる環境づくり**主要施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶****【現状と課題】**

暴力は誰に対しても決して許されるものではありません。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント^{※1}は重大な人権侵害、犯罪行為であり、その根絶に向けて社会全体で継続した取組が必要です。また、近年はインターネットやSNSなどの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化していることから、新たな形の暴力に対して、迅速かつ的確に対応していくことも重要となっています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

こうした状況に対応するため、これら一つひとつの問題を正しく理解し、暴力や人権侵害を起こさない社会づくりが必要です。

基本事業① 暴力対策の推進

- ・ 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動の取組
- ・ 相談・保護体制の充実

基本事業② 性犯罪等の対策の推進

- ・ 性犯罪防止の啓発

など

※1 **職場等におけるハラスメント** 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が令和4年4月1日から中小企業の事業主にも義務化され、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの他、職場におけるパワーハラスメント対策はすべての事業主の義務となりました。

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる環境づくり

主要施策3 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化から、今までの家族形態が変容し、単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯などが増加する中で、貧困等により生活上のさまざまな困難を抱える人の増加がみられます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。

実情に応じた自立支援を行なうとともに、すべての人が積極的に社会参画をし、生活できる環境整備が必要です。

基本事業① ひとり親家庭の生活支援

- ・相談窓口の体制整備
- ・ひとり親家庭への就労支援の推進

基本事業② さまざまな困難を抱える人への支援の推進

- ・貧困、高齢や障がい等による生活上の困難を抱える人の相談窓口の体制整備

など

第5章 総合的な推進

1. 市民等による推進

計画を実効性あるものにするために、市民の理解を深め、自主的な行動を促進するとともに各種団体や企業、教育に携わる方がそれぞれの役割を果たし、行政と市民等が協力して積極的な取組を推進することにより、男女共同参画社会をめざします。

2. 市内における推進

この計画を総合的かつ効果的に推進するため、市役所内に「名寄市男女共同参画推進会議」を組織し、計画推進の状況を把握しながら、男女共同参画に関する施策の充実を図ります。

3. 名寄市男女共同参画推進委員会の設置

男女共同参画について幅広い視点からの意見や専門的な意見を市の施策に反映させるため、条例に基づき「名寄市男女共同参画推進委員会」を設置します。

4. 国・北海道との連携

国や道など、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じ、法律や諸制度の整備、充実を求めていきます。

5. 国際社会に対応した取組の推進

国連は、平成 27(2015) 年 9 月に持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、その前文でも「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等をめざす」旨をうたっています。国も SDGs 実施指針 (令和元年 12 月 20 日一部改訂) の取組の 8 つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げています。

「名寄市男女共同参画推進条例」第 8 条では、国際社会における取組への配慮を掲げており、国際的な取組の推進に貢献できるよう努めていきます。

資料編

1. 名寄市男女共同参画推進委員会委員名簿	23
2. 名寄市男女共同参画に関するアンケート調査結果	24
3. 男女共同参画のあゆみ(男女共同参画に関する年表)	37
4. 男女共同参画社会基本法	43
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	47
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	57
7. 名寄市男女共同参画推進条例	66

名寄市男女共同参画推進委員会委員名簿

任期：2022年（令和4年）4月1日～2024年（令和6年）3月31日

No.	氏名	所属団体等	役職
1	大坂祐二	名寄市立大学	委員長
2	寺尾導子	国際ソロプチミスト名寄	副委員長
3	妹尾洋美	小中学校校長会	副委員長
4	阿部貴代美	名寄市農業委員会	委員
5	宇都由香里	名寄市消費生活センター	委員
6	倉本萬里	一般公募	委員
7	宗万広美	道北なよろ農業協同組合	委員
8	鳥谷由美	名寄商工会議所	委員
9	中尾朋子	風連商工会女性部	委員
10	夏井善則	一般公募	委員
11	西垣充孝	連合北海道名寄地区連合会	委員
12	牧野みゆき	名寄市農業委員会	委員
13	渡邊健	北星信用金庫	委員
14	渡部直也	陸上自衛隊名寄駐屯地	委員

（敬称略）

令和4年7月実施

名寄市男女共同参画に関するアンケート調査結果

抽出条件について

18歳以上の市民を対象。概ね10歳ごとの人口に応じた無作為抽出1,000件

18~20代：139件 30代：123件 40代：143件 50代：144件

60代：145件 70代以上：306件

回答について

回答数374件(郵送回答294件、オンライン回答80件)

回収率37.4%

環境生活課環境・生活安全係

名寄市男女共同参画に関するアンケート結果の推移

【個人アンケート】

(単位:%)

	平成16年度	平成28年度	令和4年度
未婚	17	16	17
既婚	76	65	69
既婚(死別・離別)	7	19	14

※未婚者比率の変化なし。

1. 男は仕事・女は家庭という考えについて

(単位:%)

	平成16年度	平成28年度	令和4年度
賛成	31	6	2
どちらかといえば賛成		41	29
どちらともいえない	42	-	-
どちらかといえば反対		31	40
反対	27	22	29

※賛成者が減少傾向、反対者は増加傾向

2. 男女平等についての意識

(単位:%)

		平成16年度	平成28年度	令和4年度
家庭	男性が優遇	49	44	46
	女性が優遇	11	6	7
	平等	31	50	47
職場	男性が優遇	64	61	57
	女性が優遇	3	8	9
	平等	19	31	34
地域社会(町内会等)	男性が優遇	57	48	47
	女性が優遇	3	4	4
	平等	26	48	49
学校教育現場	男性が優遇	20	19	25
	女性が優遇	5	4	5
	平等	55	77	70
法律	男性が優遇	48	48	50
	女性が優遇	5	4	9
	平等	33	48	41
政治	男性が優遇	-	76	79
	女性が優遇	-	2	3
	平等	-	22	18
社会慣習(しきたり)	男性が優遇	65	-	-
	女性が優遇	2	-	-
	平等	22	-	-
社会全体	男性が優遇	-	79	71
	女性が優遇	-	4	7
	平等	-	17	22

※すべての項目において「女性が優遇」より「男性が優遇」の比率が大きい

3. 男女共同参画社会の実現のために市が取組むべきこと

●保育サービスや介護サービスの充実

※H16年度 1位、H28年度 1位、R4年度においても1位

●仕事と家庭生活の両立について企業等への啓発

※H28 2位(H16当時項目なし)→令和4年度においても2位

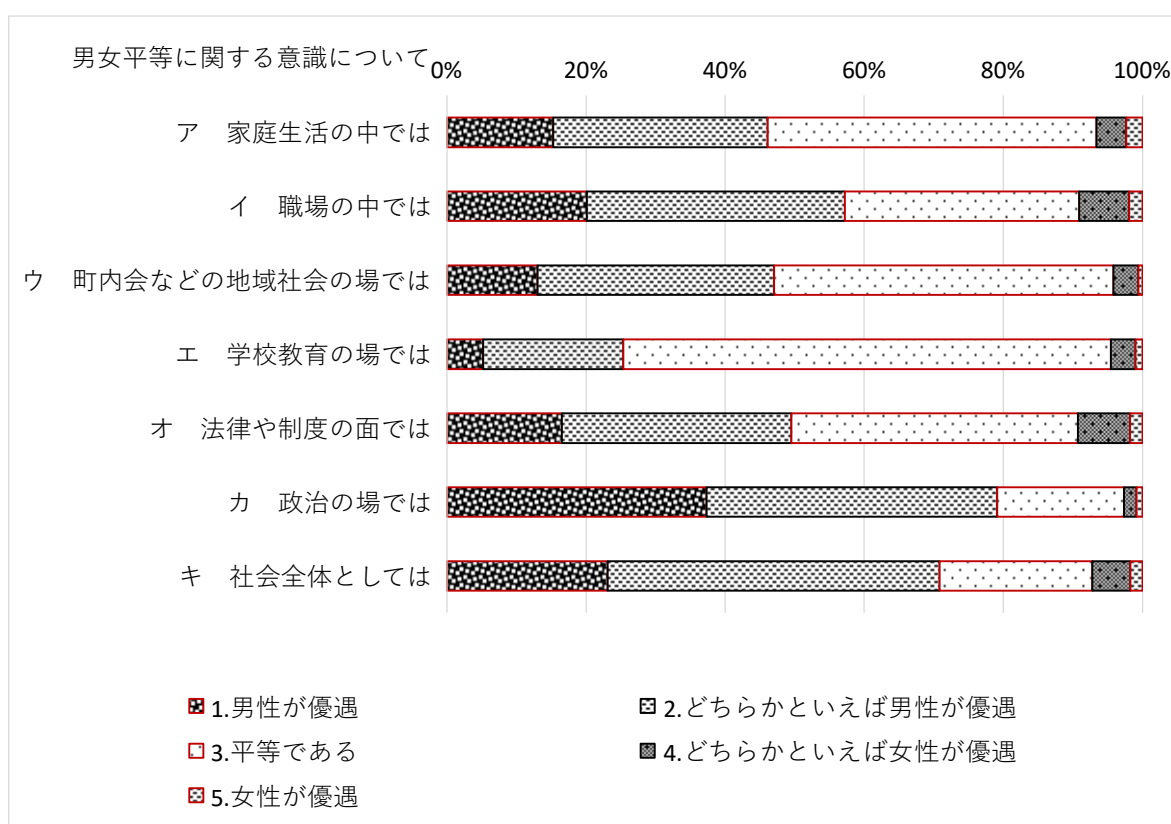
男女共同参画に関するアンケート調査結果

【問1】 あなたご自身のことについておたずねします。

	No.	選択項目	回答数	割合
性別	1	男	156	42.0%
	2	女	211	56.9%
	3	回答しない	4	1.1%
年齢	1	19歳以下	4	1.1%
	2	20～29歳	22	5.9%
	3	30～39歳	38	10.2%
	4	40～49歳	44	11.8%
	5	50～59歳	71	19.1%
	6	60～69歳	72	19.4%
	7	70～79歳	83	22.3%
	8	80～89歳	33	8.9%
	9	90歳以上	5	1.3%
お住まい	1	名寄地区	301	81.6%
	2	風連地区	62	16.8%
	3	智恵文地区	6	1.6%
職業	1	会社員	67	18.1%
	2	公務員	46	12.4%
	3	自営業	41	11.1%
	4	パート・アルバイト	48	13.0%
	5	専業主婦（夫）	73	19.7%
	6	無職・学生・その他	95	25.7%
結婚	1	既婚	253	68.6%
	2	離別・死別	51	13.8%
	3	未婚	62	16.8%
	4	結婚していないがパートナーと同居	2	0.5%
	5	その他	1	0.3%
配偶者・パートナーの職業	1	会社員	38	15.3%
	2	公務員	35	14.1%
	3	自営業	38	15.3%
	4	パート・アルバイト	35	14.1%
	5	専業主婦（夫）	36	14.5%
	6	無職・学生・その他	67	26.9%
世帯構成	1	ひとり	81	22.2%
	2	夫婦（パートナー）のみ	138	37.8%
	3	親と子ども	125	34.2%
	4	親と子どもと祖父母	14	3.8%
	5	その他	7	1.9%

【問2】あなたの考えに近いものを選択肢から選び回答してください

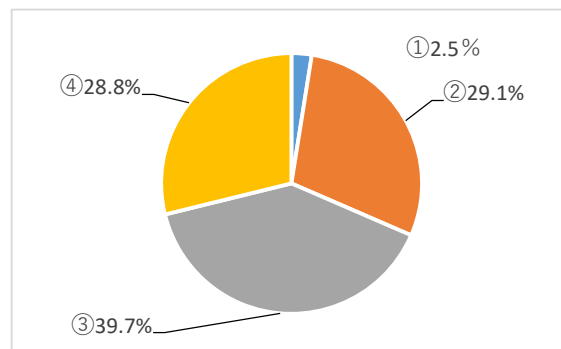
男女平等に関する意識について		1. 男性が優遇	2. どちらかといえば男性が優遇	3. 平等である	4. どちらかといえば女性が優遇	5. 女性が優遇
	ア 家庭生活の中では	15.3%	30.8%	47.3%	4.3%	2.3%
	イ 職場の中では	20.1%	37.1%	33.6%	7.2%	1.9%
	ウ 町内会などの地域社会の場では	13.0%	34.0%	48.8%	3.6%	0.6%
	エ 学校教育の場では	5.2%	20.1%	70.1%	3.6%	1.0%
	オ 法律や制度の面では	16.5%	33.0%	41.1%	7.5%	1.8%
	カ 政治の場では	37.4%	41.8%	18.2%	1.8%	0.9%
	キ 社会全体としては	23.1%	47.7%	22.0%	5.5%	1.7%



【問3】 あなたの考えに近いものを選択してください

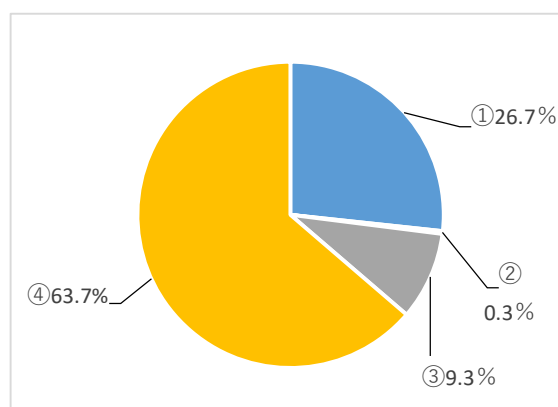
● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

①	賛成	2.5%
②	どちらかといえば賛成	29.0%
③	どちらかといえば反対	39.7%
④	反対	28.8%



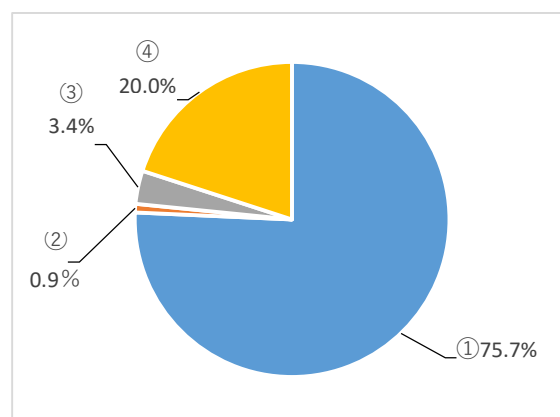
● 家事や育児の役割分担について

①	男女とも平等にするのが良い	26.7%
②	主に男性がするのが良い	0.3%
③	主に女性がするのが良い	9.3%
④	男女に関係なく手の空いているほうがするのが良い	63.7%



● 介護の役割分担について

①	男女とも平等にするのが良い	75.7%
②	主に男性がするのが良い	0.9%
③	主に女性がするのが良い	3.4%
④	男女に関係なく手の空いているほうがするのが良い	20.0%



【問4】あなたの現状に近いものを選択してください

●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について

1	「仕事」を優先している	20.1%
2	「家庭生活」を優先している	25.4%
3	「地域・個人の生活」を優先している	3.8%
4	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	23.3%
5	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	7.1%
6	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	11.2%
7	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも優先している	9.1%

【問5】仕事と子育て、介護を両立させるために、どのようなことが必要だと思いますか(2つまで)

1	育児休業や介護休業の制度化	25.7%
2	休暇の取得しやすい職場環境づくり	47.1%
3	保育サービスの充実	11.2%
4	介護サービスの充実	32.1%
5	雇用や労働条件に関する男女格差の解消	19.0%
6	家族の理解と協力	27.5%
7	その他	2.4%

【問6】男女共同参画社会を実現するために、市はどのような取り組みをすべきと思いますか(2つまで)

1	男女共同参画についての学習機会の充実	18.2%
2	学校教育での男女平等意識の啓発	25.4%
3	審議会など政策決定の場への女性の登用促進	12.0%
4	仕事と家庭生活の両立について企業等へ啓発促進	41.7%
5	保育サービスや介護サービスの充実	50.0%
6	地域や団体に活躍できる女性リーダーの養成	7.0%
7	その他	2.9%

問5-7その他(仕事と子育て、介護を両立させるためには、どのようなことが必要だと思いますか)

1	当事者の意識改革。
2	給料が上がること。
3	実子の責任感。介護される側がきちんと考えておくこと。
4	ソーシャルワーカーの充実。
5	労働時間の削減。
6	育児休業や介護休業を取得した個人が就業している法人への支援。
7	この設問で2個まで選択可能と問われる意味がわからない。上記の内容全て達成した上の+ α が完成されないと、あと50年は日本では男女格差は埋まらないと思う。
8	給料アップが必要だと思います。休みがあってもお金が無いとサービスが受けられません。
9	育児、介護に関する保障。

問6-7その他(男女共同参画社会を実現するには、市はどのような取り組みをすべきだと思いますか)

1	女性の地位向上は特に女性の意識改革。育児・介護は特に男性の意識改革。
2	ロールモデルの存在。
3	(記述はなし)
4	家族の理解。
5	男女共同参画とは何かについての職員の研修。
6	「男女」で分ける機会の減少。
7	サービスを活用しやすくするための財政的サポート。
8	上記の取り組み全て。予算がないからいちどに全部できないなどと言うのなら何もしない方がマシ。
9	介護や高齢親族への支援が出来る勤務体制の確立。
10	(記述はなし)
11	男女間賃金格差の解消、育休等取得促進につながる企業支援。

問7. 男女共同参画について、あなたのご意見を自由に記入してください。

1	今まで参加できなかった女性の機会を上昇させることも大切だが、それにより男性の機会が減少しすぎる ことが無いように。そもそも、男女ではなく、個人として評価できるようになったらいいと感じる。	10代	女
2	男は〇〇、女は〇〇というのではなく、男女ともに〇〇が一番なので平等とは何かを改めて考えるべきだ と思う。	10代	男
3	この町に住んで20年以上経つが、名寄市がこのような活動をしていることを知らなかった。まずは知名度 を上げてみてはどうか。	20代	回答 しない
4	保育所の体制が早くコロナ前のものに戻ってほしいと願っています。	20代	女
5	男女ともに休みが取りやすいと嬉しい。	20代	女
6	女性の社会参加に向けた法整備や地域での取り組みについて、「男は仕事、女は家庭」といった昔からの 慣習・名残のようなものに、対抗する・覆すためのものだと理解しているが、「女性が女性が」とするこ とは、本当に「男女」が「平等」に社会参加できるようになることに繋がるのか、といった疑問が浮かんだ。 男女、という性の枠組みではなく、男性でも女性でも同じ人や昔からいる人ばかりが参加するのではな く、新しい人が参加できるようにしていくことが重要ではないかと考える。	20代	男
7	大変良い企画だと思います。	20代	男
8	保育サービスや介護サービスの内容をあまりよくわかっていないので、実際に利用している家庭の例(家 族構成や1日のスケジュールなど)をのせて、自分も気楽に利用してもいいのだと思ってもらえるともっ と生活の幅が広がると思います。	30代	女
9	あまり詳しくはないが、制度は少しずつ進んでいるとは感じている。しかし、意識がそこに追いついていな い。世間や周囲の理解がなければ、中々制度を利用できない。特に上の世代へ浸透していけばいいと感じ る。	30代	女
10	女に働けというのなら、男も家のことをするべき。家のことを完璧にしてほしいならお前が稼いできな よ。	30代	女
11	男は仕事をして家族を養う、女は家庭を守って子育てを主に行う、という時代はもう終わったと思う。 仕事をするのも大変だけど、子育ての大変さだってある。双方とも経験しないとわからないもの。 男女平等、もしくは出来る人がやる、そうやってお互いに尊重し合って協力して社会や家庭を回していける 世の中にどんどんなってほしい。	30代	女

12	そんなに男女平等を推してはいないです。 男性にしかできない仕事もあれば女性にしかできない仕事もあります。 平等という言葉ではなくお互いを助け合う形にしていけばいいのではないのでしょうか。	30代	女
13	職場環境だと、男性が主体の所がまだ多く、各職場ごとに制度などがあると思うが、男女共に休みが取りづらかったり、出産前後の休みを良く思われなかったり、復帰の面でも同様。環境に恵まれている職場はまだまだ少ないと思います。一人一人の考えのあり方もですが、せつかくの制度がお飾りになってしまうと思うので、職場の雰囲気や働き方を良くしていかないといけない。まずは全ての職種のトップの方を対象に、古い体質改善、理解の学習の場を設けより広く周知させていくことで、より良くしていけると思う。男女共に暮らしやすい社会にするためには、まずはトップの方の意識改革から。気持ち良く休みが取れ、復帰できるようにすると良い。	30代	女
14	サービスの充実や理解のある環境づくりが共同参画しやすい状況につながると思います。	30代	女
15	男女ともに言えることだが、地域活動に参画するメンバーが限られている。1人が様々な委員を兼務している。委員は1人1つまでとし、もっと多くの市民が関わるべき。そして、市民は何かと断ることに注力する傾向にある。裁判員制度のように、指名されたら特別な理由がない限り断れないようにしたい。また、各職場も従業員が選出された際にはプッシュ&バックアップをしたい。	30代	男
16	機会平等と結果平等を区別して考えるべき。	30代	男
17	高齢男性の意識改革が必要	40代	女
18	そもそも、男と女は違うものであり、同じものであると教えるほうが無理がある。女性は妊娠・出産・授乳の期間があり男と同じではない。父と母は同じではない。同じではないので、同じに働くことはできない。働く必要もない。保育サービスを充実させて、母も働きやすい環境にしてほしい。	40代	女
19	まだまだ男性が育児休暇、介護休暇が取りにくい世の中。女性に任せるものとの考えが強い。	40代	女
20	イオンや公園などで、親から頭をたたかれている子を見たことがある。子供には何が正しいかわからないはずで、親が悪いのに自分が悪くてたたかれていると思ってしまうはず。子供のうちから、どんな理由があっても人をたたいたり暴言を吐いたりすることは虐待でいけない事だと理解してほしい。男女、大人子ども、みんな平等に暮らせませすように。	40代	女
21	子ども看護休暇が2児の休みしかないのはおかしい。少子化の中、子育てしにくい。人数分、平等にしてほしい。また、介護休暇がないと、仕事の継続が難しくなりそうなので、同居しなくてもとれるようにしてほしい。子どもも小さく育児して、親の介護、病院付き添いや入浴など手伝いに行くと自分は休めず体調不調になった。	40代	女
22	共同参画について、特に不満はない。	40代	女
23	職場の理解と個人の意識の変化が必要。	40代	男
24	介護サービスの充実には、介護職員の待遇改善、人材育成という観点が含まれるといいと思います。家事や育児について、単に男女平等でもいいし、得意な方がメインに行うでもいいと思います。介護についても同じようなことが言えると思います。	40代	男
25	何が何でも平等にすべきというのは無理があるのではないかと思います。 個々の得意な分野は、性差に関係なく引き出す事ができる環境作りが重要であると思います。	40代	男
26	男尊女卑を問題視しているが問題視している国のトップたちがまだまだ男尊女卑の意識から抜け出せていない気がする。 女性の総理大臣が誕生しないのがいい例である。口先ばかりの参画やジェンダーを謳うだけの政治や行政は必要ありません。やるならやる、やらないならやらない。 中途半端をまずやめて欲しい	40代	男
27	権利ばかりを主張する方が目につき、多様性と叫びながら社会を狭くするかたは依然として多いように感じる。性差を認めたくえて個性、能力を活かし、地域、社会への貢献を一人ひとりが落ちてるごみ拾いから始めるべき。	40代	男
28	まだまだ制度上は男性優位な点も多いかと思うが、日常の中で女性は無料とか、割引とか、女性専用とか女性と男性の席が別々とか、どちらかと言うとで男性が蔑視される所もあるので、そこは行政なり民間サービスは変えて行くべきである。	40代	男
29	環境が変わらないと意識変化も限界はある。賃金・労働環境の問題に切り込むべき 企業支援や経営者への勉強など。 役所の方も非正規労働者への差別意識もあるので、非正規労働と男女間賃金格差の問題も関連するのでは。	40代	男

30	今、結婚しても、子供を産む人が少ないため、結婚しても子供を産める環境づくり、女性にも仕事しやすい環境にしてほしいです。	50代	女
31	男性だから、女性だからというくくりではなく、個人それぞれが得意な分野で活躍できるように意識改革も含めた環境整備が進めば望ましいです。	50代	女
32	全てにおいて啓発促進が必要。学ぶ機会が少なすぎる。特にトップの方々には勉強してほしい。	50代	女
33	「男は仕事、女は家庭」この考え方が根底にあり、やはり男性優位の社会の中で、制度や収入面での平等はまだまだ遠い	50代	女
34	男女が必ずしも平等が良いとは思いませんがそれぞれの特性を生かして助け合って足りない部分を補いあうのは良いことだと思う。	50代	女
35	答えに困る質問、回答が多い。もう少し内容を検討してほしい。そもそもやれる人がやれることをやればよく、男だとか女だとか実子だとか考え方はなくしたほうがいいのではないか。性別でいえばLGBTのこともある。もっと先のことまで考えたほうがいい。男女共同参画という考え方が時代遅れな気がする。	50代	女
36	男女共同、平等といっているが、役職のついている人は仕事を優先にせざるを得ない。平等というなら、役職ついている人にも負担軽減をさせてあげてほしい。家族が壊れてしまう。	50代	女
37	もはや教育の時点で、平等の意識を確立させるように教育しなければ40代、50代になっては考えは変わらず遅い。例えば料理実習など男子も同じだけやるべき。今時50代でも独身男性は普通にいるのに栄養のこともわからず、好きなものしか食べず痛風になっている。女子は大人になれば料理するようになるのに男性は「朝は食べない」と自慢しながら朝からぼーっとして栄養の取り方を間違えている。仕方がないから女性が作る流れになる。教育をしっかりするべき。	50代	女
38	小さいころから女は家事、男は仕事と育てるのではなく、話し合い、できる人ができることを進んでするという道徳の時間を設ける。母乳で育てなければいけない大事な時期は育児休業を堂々ととれる環境や周りの人の理解が必要。親と子だけの生活だと、いろいろありがちな昨今では育児サークルの充実も必要。	50代	女
39	子供のころからの学習。	50代	女
40	今の大人社会では、男女平等の啓発は無理だと感じる。学校教育の場から子供たちは、世界を通じて男女問わず平等を知ったほうがいい。	50代	女
41	義母の介護と子育てのダブルケアを経験しました。 妊娠で仕事を退職し子どもの出産時は義母をショートステイに預けて出産し子育てと義母の介護をしながら再就職しましたが子どもがしょっちゅう熱を出し義母に預ける訳にも行かず仕事も休めない職場だった為30分程運転すればかかる実家に子供を預けながら仕事に行っていましたが結局 職場で人間関係が上手くいかなくなり子育てと介護の両立にも疲れ職場に休暇を申し出たら退職を促され辞めざるを得ませんでした。 病児保育などが有れば続けられたかな？と様々考えましたが職場の子育てへの無関心な上司の対応がショックでした。現在は名寄も風連も育児支援介護支援が充実してきておりますがそれでも夫が仕事を休んで育児介護を手伝うと即家計にも影響するので私が全般的にしてきたのですが 退職した後 役場から即保育所を退園する様電話が来たり訪問介護のヘルパーからも仕事を辞めた事を罵られたり精神的にも家計もかなりダメージが大きく地域のダブルケアの無理解にもショックでした。 女性1人が追い詰められない様な支援をお願いします。	50代	女
42	令和の時代になっても昭和と変わらず女性の負担が多すぎる。 男性の育休も制度化すればいいと思う。現状のままでは少子化は加速するばかり。 給与も昇進も男女差をなくし、平等にしてほしい。	50代	女
43	当面は、問答無用で男女同数の管理職の人数にする、など思い切ったことをしないと女性の意見など永遠に反映されないように思う。	50代	女
44	男女関係がなくなる職場づくりと啓発。	50代	女
45	「〇〇らしさ」も大切に思いますが、男女関係なく、人間としてどうあるべきかという教育、指導が重要だと思います。人間としてのやさしさや、助け合い精神を育む道徳教育の充実が必要だと思います。	50代	男
46	人事の基本は「適材適所」だと思うので、数の均衡を優先すると歪みが出る。数の均衡を図りたいなら、育成することが必要。力量がないのに上位職に就けることは、本人への負担が大きく、最悪の事態を招きかねない。	50代	男

47	昔からの古い考えをなくしていくべき。	50代	男
48	役所の職場の割合も男性のほうが多いのでは？	50代	男
49	女性は女性というのを武器にしている。男性より強い。	50代	男
50	男女と区別する事自体が違和感を感じています。人それぞれ得意な分野、苦手な分野があると思うのでお互いが男女の区別なく手助けできる環境が大事ではないでしょうか。	50代	男
51	なぜ私に届いているのか。今の世の中男女を区切ることは時代遅れでは？	60代	女
52	若い人と年寄の考えの違いが大きいので話し合いが必要。女性のほうが朝から夜まで忙しい。考える時間もないかも。	60代	女
53	男女、体のつくりが違うので、それぞれできることとできないことがある。人によっても得意なことは違うため、補い合い、よくなるように協力していけたらよいと思います。	60代	女
54	共稼ぎ家庭であっても就労後の家事負担、育児など女性が担うのが当たり前という意識、女性は男性のお世話をするものという考えが染みついていると変わりようもない。学校での教育と次世代に期待するしか内容に思う。現時点では家事負担等で余力がなく、男女共同参画に意識が向く女性も少ないのでは。様々な企画の実行が形骸化しないこと、行われればなしで進展がないようなことのないように希望。	60代	女
55	男女共同参画になるのは、何かと難しく思う。私の年代にはピンとこない。	60代	女
56	どちらかと言えば年配の人は、男性を優遇したり家事は女性がするのが当たり前と考えているように思う。社会全体で「男女平等」の風潮を創っていけたらいいと思う。	60代	女
57	市職員の市民に対するアプローチが少なすぎる。	60代	男
58	一般企業は男女共同になっていない。公務員から男女共同にしてほしい。	60代	男
59	職場においても、家庭においても男女平等、女性が働くことについても中々昔からの風習から脱皮するのは難しい。学校で学習しても家庭の中では、学習したことが生かされる環境にならないのが本音。	60代	男
60	規律や規則を守る大人の正しい行動が次の時代の若者を育て明るい未来が来る。	60代	男
61	男女共同参画担当の女性副市長を公募する。市女性職員（男性含め）を大学行政機関へ長期派遣する。（最低1年）	60代	男
62	男女共同参画に対する市の取り組みが「アンケートを実施した」で終わらないことを願っている。	60代	男
63	アンケートの意図がよく判らない。 基本的に教育段階から平等意識「体力以外」を持たせることが大切なことだと考えています。	60代	男
64	女性が積極的に行動し、男性がフォローする、または、その逆。	60代	男
65	私の年代は、男子中心な考えが多いと思うが社会全体は少しずつ意識が変わってきている雰囲気はしている。しかし、まだまだ男女共同参画についての認識不足は否めない。 国、行政含めて積極的に啓発が必要だと思う。当然、企業もしかり。 学校での教育、啓発は積極的に推進しなければと思う。	60代	男
66	男性の家事（特に炊事）能力の向上。役割を分担するために、家事（炊事）の互換ができなければ役割分担できない。	70代	回答しない
67	まだまだ労働条件が悪く賃金も低く働いている人たちが多い。労働者全体を働きやすい環境に法律を底上げして改善されると良いのにとこの年代になって常に思っています。	70代	女
68	家族で話し合うことが一番大事なことだと思います。それには、子供の小さい時から会話を多くし、特に父親が子供の話を良く聞いてあげること。また、夫婦の会話をしている姿を子供に見せること。「親の背中を見て子は育つ」それに限ると思う。	70代	女
69	男女平等というものの、実際は子育てにしても、介護にしてもまだまだ女性の役割と考えている人々が多いように思う。女性の負担が多いため、子供を持たない人生を選ぶ人が増えていくだろうと思う。	70代	女
70	男性が、女性がではなく、お互いが個々の思いやりからだと思う。	70代	女
71	昔の男性は、家庭のことは手伝わず威張っている。私は夫の親の下の世話、子供の面倒と毎日ふらふらになるまでやっていた。	70代	女
72	男性は仕事、女性は家庭。	70代	女
73	男性は仕事をするから、家庭・介護は女性という考え方がまだ残っている。もっとみんなが声に出して言うべき。	70代	女

74	子供を産むこと以外は大体男女関係なく、個人の能力はあると思う。何をするのも自由だったら良いと常々思ってきた。男だから許されて女だから我慢しなきゃみたいなことに何時も理解しがたい思いをしながら生きてきた。今の時代にあっても未だ途中だと感じている。	70代	女
75	その人の人間性、思いやりの心があれば、お互いのできていないところに手を差し伸べる援助が自然にでき、感謝のこだまが増幅されていくと考えている。社会生活の中では制度も必要かと思う。	70代	女
76	一般的に現在は男性社会であり、女性の積極的な社会参加が重要であり、そのためには環境や法整備も必要であると思う。また、職場でも女性の意見を尊重し仕事にも反映することが大切である。	70代	男
77	男女共同参画についてまだまだ議論する必要があると思う。市民に行き届いていないと思う。	70代	男
78	無職で（年金生活）子供もおらず、間に答えずらいものが多い。	70代	男
79	男女共同参画とは？役所が行うことか。	70代	男
80	母は強い。頑張ってください。	70代	男
81	一般社会において男性がリーダーになっていると思う。女性リーダーの養成は今後の社会生活に必要不可欠なものになってくると思う。女性の目から見た社会を政策に生かしてほしい。	70代	男
82	まだ男女の格差がみられる。早期に男女平等になる制度化を願う。	70代	男
83	名寄市民も市役所並みの給料・勤務時間になると男女共同参画は簡単に実現できる。	70代	—
84	高齢者に対するアンケート調査はやめてほしい。	80代	女
85	男女平等という言葉が当たり前になるように願う。	80代	女
86	名寄は職場が少なく、男女共同参画にこだわる場もない。	80代	女
87	お互い、小さい時からいろんな意見を言い合えることがとても大事なことだと思う。現在は若い人は特に忙しいように見受けられる。	80代	女
88	男女ともにそれぞれ得意なものがあると思う。	80代	男
89	今は年金暮らしで、互いに助け合い暮らしている。現役時代は、共働きであったが、妻の職場が理解があったので、子供の子育て、教育には問題はなかった。育児や介護は、職場の理解・協力が一番大事。そういった環境づくりがもっと必要。	80代	男
90	年齢が90歳を過ぎているためこのようなアンケートは難しい。	—	—

問3. あなたの考えに近いものを選択してください。

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対

●家事や育児の役割分担について

- 1 男女とも平等にするのが良い
- 2 主に男性がするのが良い
- 3 主に女性がするのが良い
- 4 男女に関係なく手の空いているほうがするのが良い

●介護の役割分担について

- 1 男女とも平等にするのが良い
- 2 主に男性がするのが良い
- 3 主に女性がするのが良い
- 4 男女に関係なく実の子がするのが良い

問4. あなたの現状に近いものを選択してください。

●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも優先している

問5. 仕事と子育て、介護を両立させるためには、どのようなことが必要だと思いますか(2つまで)

- 1 育児休業や介護休業の制度化
- 2 休暇の取得しやすい職場環境づくり
- 3 保育サービスの充実
- 4 介護サービスの充実
- 5 雇用や労働条件に関する男女格差の解消
- 6 家族の理解と協力
- 7 その他()

問6. 男女共同参画社会を実現するために、市はどのような取り組みをすべきと思いますか。(2つまで)

- 1 男女共同参画についての学習機会の充実
- 2 学校教育での男女平等意識の啓発
- 3 審議会など政策決定の場への女性の登用促進
- 4 仕事と家庭生活の両立について企業等へ啓発促進
- 5 保育サービスや介護サービスの充実
- 6 地域や団体で活躍できる女性リーダーの養成
- 7 その他()

問7. 男女共同参画について、あなたのご意見を自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、アンケートを令和4年7月31日(日)までに郵便ポストに投函してください。

男女共同参画のあゆみ

男女共同参画に関する年表

年	国連	国	名寄市
1945年 (昭和20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連憲章採択 ●国連発足 	<ul style="list-style-type: none"> ●衆議院議員選挙改正 (婦人参政権の付与) 	
1946年 (昭和21年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連に「婦人の地位委員会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●衆議院議員選挙で女性議員が39人当選 	
1947年 (昭和22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回国連婦人の地位委員会(以降、毎年2月～3月に年次会合を開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法施行 	
1972年 (昭和47年)	<ul style="list-style-type: none"> ●1975年を国際婦人年とすることを宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ●勤労福祉婦人法施行 	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ●国際婦人の十年(‘76-‘85決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題企画推進本部及び推進会議設置 ●婦人問題担当室設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO 婦人労働問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業法施行(女性教員・看護婦・保母を対象) ●民法の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度) 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ●国内行動計画策定 ●国内行動計画前期重点目標決定 ●国立婦人教育会館開館 	
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> ●国内行動計画第1回報告書発表 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の十年エスカップ地域政府間基準会議(ニューデリ) ●女子差別撤廃条約採択 		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)後半期行動プログラム採択 ●女子差別撤廃条約署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内行動計画第2回報告書発表 ●女子差別撤廃条約への署名決定 	

男女共同参画のあゆみ

年	国連	国	名寄市
1981年 (昭和56年)	●女子差別撤廃条約発効	●民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の法定相続分引き上げ) ●国内行動計画後期重点目標発表	
1983年 (昭和58年)		●婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	
1984年 (昭和59年)	●ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京)	●アジア太平洋地域婦人シンポジウム	
1985年 (昭和60年)	●国際婦人の十年ナイロビ世界会議(ナイロビ) ●婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(国籍の父母両系主義等) ●男女雇用機会均等法成立 ●女子差別撤廃条約批准	
1986年 (昭和61年)		●婦人問題企画推進会議に替え婦人問題企画推進有識者会議設置 ●男女雇用機会均等法施行 ●国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)	
1987年 (昭和62年)		●西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	
1989年 (平成元年)	●1994年を国際家族年とすることを採択		
1990年 (平成2年)	●ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択		
1991年 (平成3年)	●海外経済協力基金(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定	●育児休業法成立 ●西暦2000年に向けての新国内行動計画第1次改訂	
1992年 (平成4年)		●育児休業法施行 ●婦人問題担当大臣任命	
1993年 (平成5年)		●第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議 ●中学校でも家庭科の男女必修実施 ●パートタイム労働法施行(6月成立)	

男女共同参画のあゆみ

年	国連	国	名寄市
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ●国際人口開発会議(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校での家庭科の男女必修実施 ●男女行動参画室設置 ●男女共同参画審議会設置 ●男女共同参画推進本部設置 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業法改正(介護休業制度の法制化) 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画2000年プラン策定 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女雇用機会均等法改正 	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧風連町 北海道より「男女共同参画社会づくり市町村モデル事業」指定
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会女性2000年会議(「北京+5」) 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画基本計画決定 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣時男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ●配偶者暴力防止法施行 ●育児・介護休業法一部改正 	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ●第4回、第5回女性差別撤廃条約実施状況報告審議 ●次世代育成支援対策推進法成立 	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ●配偶者暴力防止法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧名寄市 「市職員による男女共同参画検討委員会及びワーキンググループ」発足 ●「名寄市男女共同参画推進計画策定市民委員会」設置

男女共同参画のあゆみ

年	国連	国	名寄市
2005年 (平成17年)	●第49回国際婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)	●改正育児・介護休業法施行 ●男女共同参画基本計画(第2次)決定 ●女性の再チャレンジ支援プラン決定	
2006年 (平成18年)		●男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ●男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する提案－仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする働き方の見直しについて」 ●男女雇用機会均等法改正 ●女性の再チャレンジ支援プラン改定	●新名寄市誕生 ●「市職員による男女共同参画検討委員会及びワーキンググループ」発足 ●「名寄市男女共同参画推進計画策定委員会」設置
2007年 (平成19年)		●改正男女雇用機会均等法施行 ●配偶者暴力防止法改正 ●ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		●改正配偶者暴力防止法施行 ●パートタイム労働法改正 ●次世代育成支援対策推進法改正	●名寄市男女共同参画推進計画策定
2009年 (平成21年)	●国連女子差別撤廃委員会最終見解発表	●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「女性首長大集合!～地域・子育て・男女共同参画～」開催	
2010年 (平成22年)	●第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)	●第3回男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)発表 ●第3回男女共同参画基本計画決定	
2011年 (平成23年)	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足		
2012年 (平成24年)		●「女性活躍促進による経済活性化」行動計画策定 ●「日本再生戦略」閣議決定 ●子ども・子育て関連3法成立	

男女共同参画のあゆみ

年	国連	国	名寄市
2013年 (平成25年)	●第68回国連総会(ニューヨーク)	●若者・女性活躍推進フォーラム開催 ●「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」取りまとめ ●「日本再興戦略」閣議決定 ●配偶者暴力防止法改正	●名寄市特定事業主行動計画策定
2014年 (平成26年)	●第58回国連女性の地位委員会(「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択)	●次世代育成支援対策推進法改正(有効期限の10年間延長決定) ●パートタイム労働法改正 ●「日本再興戦略改訂2014」閣議決定 ●女性活躍担当大臣設置 ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!2014)	
2015年 (平成27年)	●第59回国連女性の地位委員会(「北京+20」記念会合) ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択」	●「日本再興戦略改訂2015」閣議決定 ●女性活躍推進法成立 ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!2015) ●第4次男女共同参画基本計画決定	
2016年 (平成28年)	●G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意」	●男女雇用機会均等法改正 ●育児・介護休業法改正 ●女性活躍推進法施行 ●刑法改正 ●「日本再興戦略2016」閣議決定 ●国際女性会議(WAW!2016)	●名寄市男女共同参画推進条例施行
2017年 (平成29年)		●男女雇用機会均等法改正 ●育児・介護休業法改正 ●「未来投資戦略2017」閣議決定 ●国際女性会議(WAW!2017)	●第2次名寄市男女共同参画推進計画策定
2018年 (平成30年)		●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 ●「未来投資戦略2018」閣議決定 ●働き方改革関連法公布	

男女共同参画のあゆみ

年	国連	国	名寄市
2019年 (平成31年/令和元年)	●G7パリサミット「男女平等に関するパリ宣言」	●第5回国際女性会議開催 ●女性活躍推進法改正 ●配偶者暴力防止法改正	
2020年 (令和2年)	●第64回国連女性の地位委員会(「北京+25」記念会合)開催	●改正労働施策総合推進法公布 ●第5次男女共同参画基本計画決定	
2021年 (令和3年)	●第65回国連女性の地位委員会開催(「公共分野における女性の意思決定への参画と暴力の根絶」)合意結論採択		●名寄市特定事業主行動計画(第2期)策定
2022年 (令和4年)	●第66回国連女性の地位委員会開催(「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成」)合意結論採択	●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律成立	●名寄市特定事業主行動計画(第2期)一部改訂
2023年 (令和5年)	●第67回国連女性の地位委員会開催中(優先テーマ「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成のためのイノベーション、技術変革、デジタル時代の教育		●第3次名寄市男女共同参画推進計画策定

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを

目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な

構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計

画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ

れた場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二

基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、

当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）

を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため

に必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者

からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態

に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、

その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イか

ら二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があ

るときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定に

よる命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保

護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関

係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成一六年六月二日法律第六四号]

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」

とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十

二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日
二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によ

ることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条・第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
第五章	雑則(第三十条—第三十三条)
第六章	罰則(第三十四条—第三十九条)
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨

として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における

活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推

進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を

定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事

業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による

届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職

業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよ

うにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定す

る情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳

述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略] 附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行]

一 [前略] 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 附則第二十八条の規定 公布の日

二 [略]

三 [前略] 附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれる

ときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

名寄市男女共同参画推進条例

平成二十七年十二月一日 公布

平成二十八年四月一日 施行

目 次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本理念(第三条—第八条)

第三章 市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務(第九条—第十二条)

第四章 性別による権利侵害の禁止等(第十三条・第十四条)

第五章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第十五条—第二十四条)

第六章 男女共同参画推進委員会(第二十五条—第二十八条)

第七章 条例の見直し(第二十九条)

第八章 雑則(第三十条)

附則

私たち名寄市民は、名寄市民憲章にうたわれているように、「自分のまちに誇りと責任をもち、みんなで話し合いながら、住みよいまちをつくること」、「からだところの健康を大切に、互いに温かい思いやりをもって、安心して暮らせるまちをつくること」、「楽しく働き、創造力を発揮し、豊かな暮らしを誇れる活力に満ちたまちをつくること」などを誓い、またその実現を望んでいる。

このことは、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法のもと、当然の願いである。

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより実現されるものである。そして、男女共同参画社会を実現することは、男女が社会の対等なパートナーとして協力し、支え合い、互いに思いやりをもち、社会のあらゆる分野で活躍するなど、市民憲章にうたうまちづくりの実現にもつながっていくものである。

国においては、男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきており、名寄市においても、行政、市民、企業そして教育に携わる者がともに男女共同参画社会を築いていけるよう名寄市男女共同参画推進計画を策定し、その実現に向けて様々な施策を推進してきている。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的役割分担意識が、家庭だけではなく社会生活にも及んでおり、社会のあらゆる分野において性別を理由とする差別的取扱いや暴力及び人権侵害が依然として存在している。男女の平等や男女共同参画が実現しているとは言い難い状況が見られるのである。また、少子高齢化の進展をはじめ、社会情勢は急激に変化してき

ており、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められている。

このような状況を踏まえ、行政と市民等が協力して、それぞれが役割を果たし、積極的な取組を推進することにより、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の尊厳を傷つけ、就業等における環境を害して不快な思いをさせ又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）又は配偶者であった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内の学校で学ぶ者及び市内においてその他の様々な活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内において、事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他の教育の分野において教育活動を行うものをいう。

第二章 基本理念

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

（性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮）

第七条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について個人の意思が尊重されるとともに、生涯にわたり性と

生殖に関して健康な生活を送ることができるように配慮されなければならない。

（国際社会における取組への配慮）

第八条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

第三章 市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務

（市の責務）

第九条 市は、前章に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第十条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第十一条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第十二条 教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、それぞれの教育の場において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第四章 性別による権利侵害の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第十三条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする直接的又は間接的な差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(情報に関する留意)

第十四条 何人も、公衆に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第五章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第十五条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 市が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、名寄市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(附属機関等における男女共同参画の推進)

第十六条 市長は、附属機関等の委員を任命又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十七条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第十八条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報提供、広報活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第十九条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野に

おいて、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する協力依頼)

第二十条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第二十一条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第二十二条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第二十三条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(市民等からの申出)

第二十四条 市民等は、男女共同参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女共同参画に必要と認められるものがあるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

第六章 男女共同参画推進委員会

(設置)

第二十五条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、名寄市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二十六条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) この条例の見直しに関すること。

(2) 基本計画等の推進及び進行管理に関すること。

(3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第二十七条 推進委員会は、15人以内の市民で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者からの推薦による者

(3) 公募による者

(4) その他市長が適当と認める者

2 市長は、委員の選任に当たっては、男女の比率の均衡に努めるものとする。

- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め又は意見を聴くことができる。

第七章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第二十九条 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例について見直しを行うものとする。

第八章 雑則

(委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている名寄市男女共同参画推進計画は、第15条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

第3次名寄市男女共同参画推進計画

令和5年3月発行

発行／名寄市

編集／名寄市市民部環境生活課

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地

TEL:01654-3-2111 FAX:01654-9-4011

E-mail:ny-seikatsu1@city.nayoro.lg.jp